最新の賃貸経営お役立ち情報
USAGI通信
No.304

契約トラブル 代理で解決

「消費者団体訴訟制度」来春導入へ

力集め企業に対抗

情報収集 被害通報 市民役割も拡大

企業の不当な契約・勧誘によるトラブルが増える中、被害拡大を防ぐため、被害者に代わって消費者団体が差し止めを請求できる「消費者団体訴訟制度」が、来年春にもスタートする見通しだ。制度導入を盛り込んだ消費者契約法改正案は四月末に全会一致で衆院を通過し、今国会での成立が確実になった。消費者サイドの役割と権利は重みを増すことになり、京都の消費者団体などは、新しい制度に対応する準備を進めている。

（社会報道部　石崎立矢）

佛教大で十二日行われた「消費者保護論」の講義。非常勤講師を務める京都消費者団体連絡協議会の原強理事長は、A5判五枚に小さな字でびっしりと書かれたクレジットカードの会員規約のコピーを手に、「このような書類をじっくり読んだことはありますか」と学生たちに問い掛けた。

大半の学生は首を振った。ある女子学生(二〇)は「携帯電話を買ったり銀行口座を作った時、窓口で『契約書は後で読んでおいてください』と言われた。待たせたら悪いと焦って、その場では読まなかった。もし後でトラブルになっていたらと思うと怖い」と話す。

相談 増加の一途

消費生活の相談件数は近年、増加を続ける。二〇〇四年度に京都府と京都市が受け付けた相談は計二万九千件で、前年度より37%増加。滋賀県も三万五千件で57%増えた。相談の大半は、商品やサービスの契約・勧誘に絡むトラブルだ。

今回の団体訴訟制度は、消費者からの被害情報を基に、一定の要件を満たす消費者団体（適格団体）が企業に対して交渉や警告を行い、それでも解決しない場合は差し止めを求めて裁判を起こせる仕組み。当該企業の社会的責任を問い、同じような被害の発生を未然に防ぐ狙いがある。

訴訟を担う適格団体は内閣府が認定する。消費者機構日本（東京都千代田区）や消費者支援機構関西（大阪市中央区）など全国で五団体程度となる見通し。

京都では「京都消費者契約ネットワーク」（京都市中京区）が認定の準備を進めている。団体訴訟制度の導入をにらみ、〇二年六月に弁護士や消費生活相談員、市民団体など九十三の個人や団体が設立したNPO法人（特定非営利活動法人）だ。

これまでに、▽中途解約をした消費者が、携帯電話販売店や英会話学校、宝石の訪問販売会社などから、高額の違約金を求められた▽賃貸マンションの借り主が、退去時に自然消耗分の回復費用を大家に預けた敷金から請求された―など計十三件の「不当な契約・勧誘行為」について、業界団体や当該企業に中止を要請した。

同ネット事務局長の長野浩三弁護士によると、中には改善されたケースもあるが、「何の権限で申し入れているのか」と開き直られたり、要請自体が無視される事例も多いという。

請求に法的根拠

「団体訴訟制度で、ようやく差し止め請求に強い根拠ができる。個別被害の救済にとどまらず、不当行為そのものをやめさせることができる」。長野弁護士は消費者の役割として、▽被害に遭わないため、消費者の権利義務や消費者契約に関する知識を得る▽被害を受けた場合は、自治体の相談センターだけでなく「適格消費者団体」に具体的な被害内容や企業名を通報する―ことが重要だと話す。

消費者に直接かかわる団体も、制度活用の準備を積極的に進めている。京都生協（京都市南区）は、国が団体訴訟制度の検討を始めた二〇〇三年から、府内各地で学習会を開催。これまで四十八カ所で計約千人が参加した。

被害例の蓄積必要

教材やふとんの訪問販売で被害に遭ったり、悪質な勧誘を受けた組合員から「今まで言い出しにくかった」という体験談を聞くなどして事例の共有化を図っている。「消費者の最も身近にいる生協には、被害情報をいち早くキャッチする役割も求められる」と担当の酒向直之さんは話す。

消費生活相談員や主婦らの約百人でつくる市民団体「京都消費生活有資格者の会」も十三日の総会に合わせて団体訴訟制度の学習会を開催し、被害情報を訴訟に役立てる意義を学んだ。

団体訴訟制度の創設機に、消費者には「権利の主体」としての行動や自覚がより求められるようになる。京都消団連の原理事長は「消費者と事業者の間には、情報量や交渉力に大きな格差がある。被害を受けた消費者が、自分だけの問題解決で終わらせることなく、消費者全体の利益に役立てるという取り組みが重要になる」と訴える。

消費者団体訴訟制度の仕組み

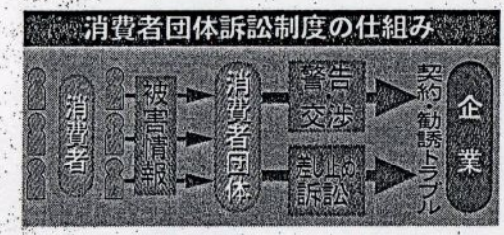

別の新聞記事で、京都の弁護団は
「1、2年ごとに支払う更新料（再契約料）も合理性があるかは疑問だ」と発言しています。

更新料（再契約料）についても、消費者の利益を害する条項にあてはまる可能性が高いと思われます。つまり、入居者の相談を受け、消費者団体(第三者)が家主を訴えることが可能になります。
(※今回の新聞記事には、請求先を「企業」と記載していますが
「個人(家主)」も含まれます。)

また更新料(再契約料)は、他の地方ではほとんど存在せず、京都独特の慣習です。新築の賃貸マンションでも、礼金、更新料（再契約料）がない物件が増えています。
2007年6月に消費者団体訴訟制度が施行されると、更新料（再契約料）、礼金を入居者からいただくことが難しくなるかもしれません。

京都新聞 06.05.15 より抜粋

学生ハウジング 06.11.08